

令和2年9月9日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)福井 大野・池田ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所: 福井県大野市及び今立郡池田町

・原動力の種類: 風力(陸上)

・出 力:最大98,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月15日
環境大臣意見受理	令和2年 8月28日
経済産業大臣意見	令和2年 9月 9日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田 電話03-3501-1742(直通) 電源開発株式会社「(仮称)福井 大野・池田ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」 に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2)事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)鳥類に対する影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ及びイヌワシの生息が確認されているほか、想定区域の周辺は、ハチクマ及びサシバ等の猛禽類及びガンカモ類等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、そ

の結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺は、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、山地 災害危険地区調査要領(平成 18 年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区が存在すること から、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討 に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動 植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する適切な調査、予測及 び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変 を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響 を回避又は極力低減すること。

(3)植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたササ群落(II)及びチシマザサーブナ群団等の植生、同調査の第2回・第3回調査(特定植物群落)で特定植物群落に選定されている「銀杏峰のキャラボク林」及び「部子山のブナ林」並びに森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(4)人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「銀杏峰」、「宝慶寺いこいの森」及び「部子山」等が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの

活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、 事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、 予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、関係地方 公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。